

小規模多機能型居宅介護「こどう」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

項目	内 容	ページ番号
1	事業者	2
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域及び営業時間	3
4	職員の配置状況	4
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6	苦情の受付について(契約書第18条参照)	7
7	運営推進会議	8
8	協力医療機関、バックアップ施設	8
9	非常火災時の対応	8
10	サービス利用にあたっての留意事項	8
11	虐待の防止について	8
12	ハラスメント防止対策に関する基本方針	9
13	感染症の予防及びまん延の防止について	9

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 木犀会
- (2)法人所在地 福岡県大牟田市大字甘木44-1
- (3)電話番号 0944-51-1112
- (4)代表者氏名 理事長 杉 健三
- (5)設立年月 平成4年11月4日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
介護保険事業所番号 4091500423
(平成23年5月1日指定)

(2)事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

- (3)事業所の名称 小規模多機能ホーム こどう

- (4)事業所の所在地 福岡県大牟田市青葉町104番地4

- (5)電話番号 0944-51-8910

- (6)管理者 氏名 濱崎 克行

(7)当事業所の運営方針

利用者ひとりひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

- (8)開設年月 平成23年5月1日

- (9)登録定員 24人

(10)居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室はベッドの居室ですが、ご希望により和室の部屋で布団を利用して宿泊していただくことも可能です。

その他の種類の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります)。

居室・設備の種類		室数	備考
宿 泊 室	個室	6室	
	個室(和室)	3室	
	合計	9室	

居間・食堂(ダイニング)	1室
台 所	1室
浴 槽	1室
消防設備	自動火災報知器 非常通報装置 スプリンクラー 消火器 誘導灯 消火器

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の事業の実施地域 大牟田市

(2)営業日及び営業時間

営業日	年中無休
-----	------

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
主任 (管理者)	1人		事業内容調整
介護支援専門員	1人		サービスの調整・相談業務
看護職員	0人	2人	健康チェック等の医務業務
介護職員	7人	1人	日常生活の介護・相談業務

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制	
管理者	主な勤務時間8:30~17:30	
介護支援専門員	主な勤務時間8:30~17:30	
看護職員	早出7:30~16:30 日勤 a 9:30~18:30 超遅12:30~21:30 4H②13:30~17:30 6H②14:30~21:30 宿直20:30~翌8:30 夜勤②16:30~9:30	日勤8:30~17:30 遅出10:30~19:30 4H①8:30~12:30 6H①8:30~15:30 6H③10:30~17:30 夜勤①21:30~翌8:30
介護職員	早出7:30~16:30	日勤8:30~17:30

	日勤 a 9:30~18:30 遅出10:30~19:30 超遅12:30~21:30 4H①8:30~12:30 4H②13:30~17:30 6H①8:30~15:30 6H②14:30~21:30 6H③10:30~17:30 宿直20:30~翌8:30 夜勤①21:30~翌8:30 夜勤②16:30~9:30
--	--

5. 当事業者が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業者が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1)利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスの利用料金につきましては、費用全体の1割又は2割、3割の金額(介護保険負担割合証による)が利用者自己負担額となります。ア~ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの内容>

ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供及び食事の介助 ・調理場で利用者が調理することもできます。 ・食事サービスの利用は任意です。
②入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴または清拭をおこないます。 ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 ・入浴サービスの利用は任意です。
③排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
④機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
⑤健康チェック	<ul style="list-style-type: none"> ・血圧測定等利用者の全体状態の把握を行います。
⑥送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ. 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為
②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ. 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金> (契約書第5条参照)

ア. 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

別紙(重要事項説明書別紙1)の利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(介護保険負担割合証により1割又は2割, 3割の自己負担)をお支払いください。サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます(下記(2)ア及びイ参照)。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2)介護保険対象とならないサービス(契約書5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービス概要と利用料金>

ア. 食事の提供(食事代)

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金: 朝食:300円 昼食:450円 夕食:450円 おやつ代:実費負担

イ. ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

一泊2,000円

ウ. おむつ代

実費負担

エ. レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

オ. 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

カ. 実施区域以外に対しての送迎・訪問に関しては実費負担にて徴収します。

(1)実施地域を超えた所を起点として片道 5 kmまで 200 円

(2)実施地域を超えた所を起点として片道 5 km以上の場合は 1km毎に 100 円加算する。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前期(1)、(2)の料金・費用は、自動引き落とし方法により翌月引き落とし日までにお支払い下さい。

(4)利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に

申し出てください。

- ☆ 5. (1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5. (2)の介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料としてお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5)小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

(1)当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(管理者)	濱崎 克行
苦情解決責任者(施設長)	前原 圭祐
第三者委員	田中 博仁 堤 公子
受付時間	8:30~17:30

(2)行政機関その他苦情受付機関 (8:30~17:15)

大牟田市保健福祉部福祉課 介護保険担当	TEL:0944-41-2683
国民健康保険団体連合会	TEL:092-642-7859
福岡県運営適正化委員会	TEL:092-915-3511

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成:利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。

開催:隔月で開催。

会議録:運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

医療法人シーエムエス	杉循環器科内科病院	TEL:0944-56-1119
医療法人恒生堂	永田整形外科病院	TEL:0944-53-3879
友永医院		TEL:0944-52-2523
石井歯科医院		TEL:0944-58-6666

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

防火管理者	前原 圭祐		
消防用設備	・自動火災報知機	・非常通報装置	・スプリンクラー
	・非常用照明	・誘導灯	・消火器

10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

11. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止について委員会を設置しています。

虐待防止委員会に関する責任者 施設長 前原圭祐

- (2)虐待が発生した場合の相談・報告体制を整備しています。

(3)虐待防止の普及・啓発についての研修を実施しています。

(4)成年後見制度の利用を支援します。

12.ハラスメント防止対策に関する基本方針

当事業所は、職員・職員以外のものに対してのハラスメント行為を防止するために必要な措置を講じます。

(1)ハラスメント対策を日頃より行います。

(2)ハラスメント防止についての研修を実施していきます。

(3)ハラスメントの相談窓口を設置しています。

13.感染症の予防及びまん延の防止について

当事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

(1)感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催(年に2回以上)及び従業者に対する結果の周知徹底を行います。

(2)感染症発生時、平常時の対応を明確化します。

(3)その他、感染症防止に必要な措置。

2 感染症や非常災害発生時のサービス継続実施及び早期の業務再開の計画を策定します。

(1)業務継続計画の周知並びに必要な研修及び訓練を定期的実施(年1回以上)します。

(2)その他、定期的な業務継続計画の見直しの実施と必要に応じて変更していきます。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能ホーム こどう

説明者氏名：_____ ㊞

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所：

氏名：_____ ㊞

代筆者

氏名：_____ ㊞(続柄)

代理人住所：

氏名：_____ ㊞(続柄)